

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第93号

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則

(香川県行政組織規則の一部改正)

第1条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第7条 略 産業政策課 略 経営支援課 (1)～(4) 略 (5) <u>貸金業法</u> (昭和58年法律第32号)の施行に関すること。 (6)～(11) 略 労働政策課 略 2 略	第7条 商工労働部の各課(観光交流局の各課を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。 産業政策課 略 経営支援課 (1)～(4) 略 (5) <u>貸金業の規制等に関する法律</u> (昭和58年法律第32号)の施行に関すること。 (6)～(11) 略 労働政策課 略 2 略

(香川県消費生活条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県消費生活条例施行規則(昭和50年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
別表(第2条関係) <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>不 当 な 取 引 行 為</th></tr></thead><tbody><tr><td>1・2 略</td><td></td></tr><tr><td>3 条例第18条第3号に該当する行為</td><td>(1)・(2) 略 (3) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関(割賦販売法(昭和36年法律第159号)第38条に規定する信用情報機関、<u>貸金業法施行規則</u></td></tr></tbody></table>	区 分	不 当 な 取 引 行 為	1・2 略		3 条例第18条第3号に該当する行為	(1)・(2) 略 (3) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関(割賦販売法(昭和36年法律第159号)第38条に規定する信用情報機関、 <u>貸金業法施行規則</u>	別表(第2条関係) <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>不 当 な 取 引 行 為</th></tr></thead><tbody><tr><td>1・2 略</td><td></td></tr><tr><td>3 条例第18条第3号に該当する行為</td><td>(1)・(2) 略 (3) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関(割賦販売法(昭和36年法律第159号)第38条に規定する信用情報機関、<u>貸金業の規制等</u></td></tr></tbody></table>	区 分	不 当 な 取 引 行 為	1・2 略		3 条例第18条第3号に該当する行為	(1)・(2) 略 (3) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関(割賦販売法(昭和36年法律第159号)第38条に規定する信用情報機関、 <u>貸金業の規制等</u>
区 分	不 当 な 取 引 行 為												
1・2 略													
3 条例第18条第3号に該当する行為	(1)・(2) 略 (3) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関(割賦販売法(昭和36年法律第159号)第38条に規定する信用情報機関、 <u>貸金業法施行規則</u>												
区 分	不 当 な 取 引 行 為												
1・2 略													
3 条例第18条第3号に該当する行為	(1)・(2) 略 (3) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関(割賦販売法(昭和36年法律第159号)第38条に規定する信用情報機関、 <u>貸金業の規制等</u>												

	<p>(昭和58年大蔵省令第40号) 第10条の3に規定する信用情報に関する機関その他これらに類する機関をいう。) 又は消費者等の関係人若しくは不特定多数の者に通知する旨の言動を用い、心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫る行為 (4)～(6) 略</p>
4・5 略	

	<p>関する法律(昭和58年法律第32号) 第30条第1項に規定する信用情報機関その他これらに類する機関をいう。) 又は消費者等の関係人若しくは不特定多数の者に通知する旨の言動を用い、心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫る行為 (4)～(6) 略</p>
4・5 略	

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和58年香川県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>貸金業法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>貸金業法</u>(昭和58年法律第32号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>貸金業法施行令</u>(昭和58年政令第181号)及び<u>貸金業法施行規則</u>(昭和58年大蔵省令第40号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録申請書等に添付する書類の部数)</p> <p>第2条 省令第1条の5第2項に規定する知事が定める部数は、登録申請書の副本にあっては2部、添付書類にあっては1部とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 省令第26条の29第2項に規定する知事が定める部数は、1部とする。</p> <p>5 省令第26条の29第3項に規定する知事が定める部数は、各2部とする。</p>	<p><u>貸金業の規制等に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>貸金業の規制等に関する法律</u>(昭和58年法律第32号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>貸金業の規制等に関する法律施行令</u>(昭和58年政令第181号)及び<u>貸金業の規制等に関する法律施行規則</u>(昭和58年大蔵省令第40号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録申請書等に添付する書類の部数)</p> <p>第2条 省令第1条第2項に規定する知事が定める部数は、登録申請書の副本にあっては2部、添付書類にあっては1部とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 省令第30条第2項に規定する知事が定める部数は、1部とする。</p> <p>5 省令第30条第3項に規定する知事が定める部数は、各2部とする。</p>

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。